

# 地域活動やボランティア活動を保険で応援!

☎市市民連携推進課☎43-9182☎市ホームページ内で「住民活動保険」で検索

## 特徴

市民の皆さんを  
広くカバー

保険料・加入手続き・  
名簿登録不要

事故が発生したときのみ  
手続きが必要

## 対象

- 対象となる人／八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・新郷村・おいらせ町の住民(各市町村外の居住者を含みます)で、地域活動やボランティア活動を行っている人  
※祭りや運動会などの参加者一般は、保険の対象ではありません。
- 対象となる活動／町内会活動やボランティア活動など公益的なまちづくり活動が対象となります。  
①自主的に構成された団体や地域住民組織および個人が行っている活動 ②広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動 ③計画的に行われている活動 ④無報酬の活動(交通費など実費の支給は無報酬とみなします) ⑤日本国内における活動 ⑥政治、宗教や営利を目的とした活動でないこと ⑦自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと ⑧職場などの行事として行う活動でないこと ⑨学校などの管理下の児童生徒の活動でないこと ⑩危険度の高い活動でないこと

## 補償内容

- 傷害保険／【入院】1日3,000円【通院】1日2,000円(90日を限度)【死亡】500万円【後遺障害】15万円～500万円
- 損害賠償責任保険／活動者(または活動団体)が過失により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊して、その人から損害賠償を求められ、法律上の責任を負う場合。(自己負担額 5,000円)  
【対人賠償】1人につき1億円まで・1事故につき2億円まで【対物賠償】1事故につき1億円まで  
【保管物賠償】1事故につき300万円まで ※現金・証券・美術品は対象となりません。

## 事故対応

- 市民活動中に、万が一事故が発生した場合は、事故の内容を記録し、速やかに市民連携推進課に電話で連絡してください。保険の対象となる場合は、その後の手続きを説明します。

## そのほか

- 活動する際には、進め方に無理がないかをもう一度見直したり、行事のはじめや終わりに仲間と声をかけあうなど、安全管理に努めましょう。
- この住民活動保険制度の開始に伴い、社会福祉協議会のボランティア活動保険の助成(175円上限)につきましては、平成30年度をもって終了しました。

### 地域活動を始めたら「町内会」へ

町内会では、安心・安全で快適に暮らせる環境をつくるために、さまざまな地域づくり活動に取り組んでいます。

☎市市民連携推進課☎43-9182

### ボランティアを始めたら 「八戸市ボランティアセンター」へ

施設・団体・個人からの相談受付や活動紹介などの橋渡しを行っています。

☎市八戸市ボランティアセンター☎47-2940